

■議案第80号 四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

【要旨】

四万十町立広井小学校は、児童数の減少による学校統合により平成19年4月より休校となっています。今後においても児童の増加が見込めない状況であり、地元住民の同意も得られたので、本校を廃校とすることとし、四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正するものです。

今後の施設の利用については、十和総合支所地域振興課で施設を活用した取組みを行います。

【改正の内容】

四万十町立広井小学校を削除します。

【新旧対照表】

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
四万十町立十川小学校	四万十町十和川口 505 番地 1	四万十町立十川小学校	四万十町十和川口 505 番地 1
		<u>四万十町立広井小学校</u>	<u>四万十町広瀬 583 番地 13</u>